

保育所に入所中の3～5歳児の保護者のかたへ

保育所の給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所などを利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、無償化後も保護者のかたのご負担となります。

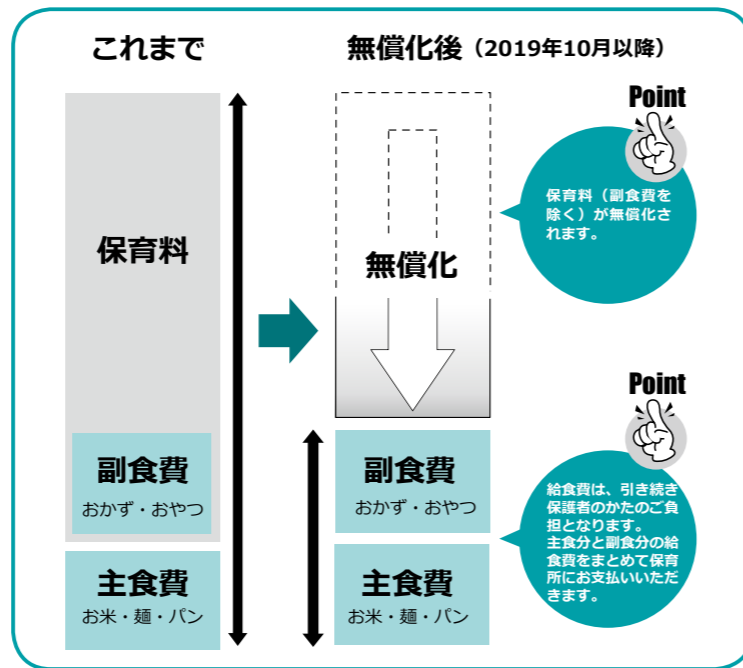
問合せ

【幼稚園に関すること】

教育委員会事務局 学校教育係
☎ 76-0201

【それ以外に関すること】

住民福祉課 戸籍福祉係
☎ 76-5132



10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもたち

【無償化対象期間】

3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間

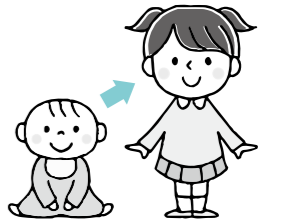
※幼稚園は、3歳になった日から無償化の対象となります。

3歳になった後の4月1日から
保育料無償化

【無償化対象費用】

利用料の全額（通園送迎費、食材料費、行事費などは除く）

※幼稚園は、利用料のうち月額上限25,700円までが無償化の対象となります。



【対象となる施設・事業所】

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育事業

※子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定が必要です。

※0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

【無償化対象者】

「保育の必要性の認定」を受けたかた

※原則、通われている幼稚園を経由しての申請になります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労などの要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

【無償化限度額】

月額上限11,300円まで

認可外保育施設などを利用する子どもたち

【無償化対象者】

「保育の必要性の認定」を受けたかた

※保育所、認定こども園などを利用できていないかたが対象となります。

※「保育の必要性の認定」の要件については、就労などの要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

【無償化限度額】

3歳から5歳までの利用料 月額 **37,000**円まで

0歳から2歳までの住民税非課税世帯の利用料 月額 **42,000**円まで

【対象となる施設・事業所】

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

※就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。

美里町プレミアム付商品券を販売します

10月予定の消費税率引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和することなどを目的として「美里町プレミアム付商品券」を販売します。

対象者には、町から商品券購入引換券を送付します。

低所得者向け

美里町プレミアム付商品券購入引換券交付申請をしており、審査の結果、令和元年度の住民税が非課税と判明したかた（令和元年度分の住民税が課税されているかたの配偶者・扶養親族・生活保護受給者などを除く）

【販売場所】

美里町商工会

【持参物】

商品券購入引換券、本人確認ができるもの（免許証、保険証など）

【購入期間】

9月24日(火)～令和2年2月28日(金)

【使用可能期間】

10月1日(火)～令和2年3月31日(火)

【購入額】

商品券購入引換券1枚につき、1冊5,000円分の商品券（500円券10枚綴り）を4,000円で5冊まで

子育て世帯主向け

平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子が属する世帯の世帯主など

【取扱店舗】

商品券購入引換券送付時に取扱店舗一覧のチラシを同封します。町ホームページでもご確認いただけます。

【購入・使用にあたっての注意点】

- ①商品券購入引換券は再発行できませんので、紛失などにはご注意ください。
- ②購入商品などが商品券の額面以下の場合、お釣りは出ません。
- ③商品券の返金（換金）はできません。

問合せ＝住民福祉課 戸籍福祉係 ☎76-5132